

高齢者補聴器購入費 助成制度のご案内

龍ヶ崎市では、高齢者の難聴を改善するため、補聴器購入費の助成を行っています。
専門医や補聴器技能者とともに、補聴器を安心してご利用いただけるよう支援します。
補聴器使用による聞こえの改善で、高齢者の快適な日常生活やより良い社会参加を支援します。

管理医療機器としての
補聴器本体（両耳または
左右いずれかの耳に使用する
もの）を購入すると

注)
最大
3万円

※付属品は電池（最小単位）、充電器およびイヤモールドに限ります。
※支給決定前の購入は対象外です。
※予算額に達した場合は、事業の受付を終了する場合があります。

注)購入費用の1/2(最大3万円)

<この事業で対象となる方の主な条件>

条件
01



龍ヶ崎市に
住所がある
65歳以上の人

条件
02



耳鼻咽喉科専門が
補聴器の使用を
必要と認めた人

条件
03



聴覚障がいによる
身体障害者手帳を
持っていない人

龍ヶ崎市 福祉総務課
高齢福祉グループ



0297-64-1111(内線183)



fukushisoumu@city.ryugasaki.lg.jp

申請から助成までの流れ

① 申請書等を取得する

- 市役所の窓口で申請書等を取得する
 - ・申請書
 - ・協力医療機関及び補聴器販売店一覧

② 耳鼻咽喉科専門医を受診する

- 申請書を持って、耳鼻咽喉科専門医のいる医療機関で、医師の診断を受ける
 - 補聴器が必要と認められた場合には、申請書下段の「医師の確認欄」に証明をもらう
- ※「医師の確認欄」の証明に費用が掛かる場合があります。

③ 販売店で相談・見積書を取得する

- 認定補聴器技能者**が在籍する補聴器販売店（※）で相談、補聴器の調整や試聴を行い、購入する補聴器の見積書を作成してもらう

※助成対象となる販売店は（公財）テクノエイド協会の補聴器販売店検索システムに掲載されている認定補聴器技能者が在籍する店舗に限ります。

④ 必要書類を市に提出する

- 購入することが決まったら、龍ヶ崎市福祉総務課に下記を提出する
 - ・申請書（「医師の確認欄」に証明のあるもの）
 - ・見積書の写し

⑤ 助成金交付決定通知書が届く

- 福祉総務課で提出された書類を確認し、助成金決定通知書と助成金請求書をお送りします

⑥ 補聴器を購入する

- 助成金決定通知書が届いた後に、見積書を作成してもらった販売店に行き補聴器を購入する

《持ち物》

- ・助成金決定通知書
- ・助成金請求書（下欄の「請求及び受領委任状」を記入し、販売店に提出）
- ・自己負担金（補聴器購入費から助成額を差し引いた額）

※原則、助成金は市から販売店に支払われます。